

大阪大学外国語学部履修規程

平成 20 年 2 月 7 日

制 定

最近改正 令 4.6.2

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪大学外国語学部規程（以下「規程」という。）に基づき、外国語学部（以下「本学部」という。）における授業科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

(教養教育系科目の履修方法等)

第 2 条 学生は、教養教育系科目について、次の各号に定める授業科目を履修し、合計 14 単位以上修得しなければならない。

- (1) 学問への扉 2 単位
- (2) 基盤教養教育科目 6 単位
- (3) 高度教養教育科目 2 単位
- (4) 情報教育科目 本学部が指定する『情報社会基礎』 2 単位
- (5) 健康・スポーツ教育科目

① 本学部が指定する『スポーツ実習 A』 1 単位

② 『スポーツ科学』、『健康科学実習 A』及び『健康科学』のうちから 1 科目 1 単位

2 前項第 3 号の単位については、2 年次秋学期以降に 2 単位修得しなければならない。

(国際性涵養教育系科目の履修方法等)

第 2 条の 2 学生は、国際性涵養教育系科目について、次の各号に定める授業科目を履修し、合計 10 単位以上修得しなければならない。ただし、英語を母語とする外国人留学生及び外国語学部長が特に認めた者については、第 1 号に関し、別に定める履修方法等によることができるものとする。

(1) マルチリンガル教育科目

① 「第 1 外国語（総合英語）」 『総合英語Ⅰ』、『総合英語Ⅱ』、『総合英語Ⅲ』及び『総合英語Ⅳ』の 4 科目 4 単位

② 「第 1 外国語（実践英語）」 2 単位

(2) 言語探究科目 「兼修語学」の中国語、朝鮮語、アラビア語、スワヒリ語、ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語、スペイン語及びポルトガル語のうちから、所属する専攻の言語以外の言語の授業科目を履修し、同一言語で 4 単位修得しなければならない。

2 学生は、2 年次秋学期以降に「高度国際性涵養教育科目」を 1 単位修得しなければならない。ただし、前項第 2 号の単位のうち、別に定める科目を 2 年次秋学期以降に修得した場合、これを修得したものとみなす。

(専門教育系科目の履修方法等)

第 3 条 学生は、専門教育系科目について、次の各号に定める授業科目を履修し、合計 102 単位以上修得しなければならない。

(1) 必修科目 74 単位（ロシア語専攻又は日本語専攻でロシア語を専攻言語とする者（以下「ロシア語専攻」という。） 78 単位）

① 所属する専攻の専攻語科目「1 年実習」10 単位（ロシア語専攻 12 単位）

② 所属する専攻の専攻語科目「2 年実習」10 単位（ロシア語専攻 12 単位）

③ 所属する専攻の専攻語科目「演習」並びに専攻科目「講義」及び同「演習」を合わせて 48 単位。ただし、専攻語科目「演習」並びに専攻科目「講義」及び同「演習」の最低修得単位数は、別表 1 のとおりとする。

④ 学部共通科目 6 単位

(2) 選択科目 20 単位（ロシア語専攻 16 単位）

選択科目に充当できる単位は、次のとおりとする。

① 前号②～④に定める各必修科目について、要件修得単位数を超えて修得した単位

② 教養教育系科目のうち、高度教養教育科目（外国語学部開講科目を除く。）について、要件修得単位数を超えて修得した単位

- ③ 国際性涵養教育系科目のうち、言語探究科目「兼修語学」について、要件修得単位数を超えて修得した単位
- ④ 国際性涵養教育系科目のうち、言語探究科目「研究外国語」及びグローバル理解「特別外国語演習」の授業科目を履修し、修得した単位

(3) 卒業論文 8単位

- 2 在学中に、国際交流科目、他学部の授業科目（高度教養教育科目に指定されているものを除く。）及び専門基礎教育科目（本学部の学生が選択履修可と指定された科目に限る。）を履修して修得した単位は、20単位（ロシア語専攻 16単位）を超えない範囲で前項第2号に定める選択科目の単位として算入することができる。
- 3 在学中に、他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を除く。）において修得した単位は、前項の規定により選択科目の単位として算入する単位と合わせて20単位（ロシア語専攻 16単位）を超えない範囲で第1項第2号に定める選択科目の単位として認められることがある。
- 4 在学中に、外国の大学又は短期大学において修得した単位は、別に定めるところにより、第1項第1号②に定める専攻語科目「2年実習」並びに同号③に定める専攻語科目「演習」、専攻科目「講義」及び同「演習」並びに第2条の2第1項第2号に定める言語探究科目「兼修語学」の単位として認められることがある。ただし、前項の規定により修得した科目の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 5 履修科目の選択については、所属する専攻の教員から指示することがある。

(追試験)

第4条 別表2に掲げる事由により、規程第16条第2項本文に定める試験（以下この条において単に「試験」という。）

を欠席した者に対しては、担当教員の判断により追試験を行うことがある。

- 2 別表2に掲げる事由により試験を欠席する者は、原則として当該試験日当日までに担当事務に連絡をするとともに、当該試験日から起算して5日以内に、別表に定める欠席事由に応じた必要証明書類を添付した追試験願（別記様式）を担当事務の確認を経て、担当教員に提出するものとする。
- 3 前項の追試験願の提出を受けた担当教員は、追試験を行う場合には、原則として、成績提出期限日の前日までの期間内で、追試験の実施日を設定し、担当事務に連絡する。
- 4 追試験の受験許可及び追試験の実施日時等については、掲示により告知する。
- 5 担当教員は、追試験を実施しない場合においても、追試験願を提出した者に対しては、当該欠席を欠席日数に算入しない等、評価において不利益とならないように配慮するものとする。

(不正行為)

第5条 専門教育系科目及び国際性涵養教育系科目のうち本学部が開講する科目（以下「専門教育系科目等」という。）

の授業科目の試験（第4条に定める追試験を含む。）等において不正行為を行った者については、教育課程上の処分として、原則当該学期に履修した専門教育系科目等の全授業科目の成績を無効とするほか、大阪大学学部学則の規定に基づき、懲戒処分を行うことがある。

(進級要件等)

第6条 1年次の学生は、専攻語科目「1年実習」を5科目10単位以上（ロシア語専攻 12単位以上）修得しなければ2年次へ進級することができない。

- 2 2年次の学生は、専攻語科目「2年実習」を5科目10単位以上（ロシア語専攻 12単位以上）修得しなければ3年次へ進級することができない。
- 3 前二項の規定により留年した者が、再履修すべき専攻語科目実習は、不合格科目のみとする。

(教育職員免許状)

第7条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法等の関係法令に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

- 2 前項により履修しようとする授業科目は、教職教育科目を除いて、専門教育系科目等の必修科目又は選択科目に含めることができる。

(編入学生の履修方法)

第8条 編入学生は、本学部に2年以上在学し、第3条に定める専門教育系科目等の単位を修得しなければならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第9条 入学前に大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した単位は、別表3に定める単位数の範囲で本学部において修得したものとして認定する。ただし、学士入学、編入学及び転入学の場合を除き、大阪大学において修得した単位以外のものについては、第3条第3項及び同条第4項の規定により本学において修得し

たものとして認められた単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 20 年 12 月 4 日から施行する。ただし、第 2 条の改正については、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 9 月 2 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この改正の施行日前に在学する者に係る専門教育科目の履修方法等及び進級要件等並びに平成 24 年度及び平成 25 年度入学の編入学生に係る専門教育科目の履修方法等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 5 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この改正は、平成 24 年 3 月 31 日に在学していた者（以下この項において「在学者」という。）及び平成 24 年 4 月 1 日以後において在学者のみが属する年次に学士入学、編入学、転部、転入学、再入学又は復籍する者について適用する平成 24 年 4 月 1 日の改正前の第 3 条第 2 項の規定について準用する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 8 月 14 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 5 月 8 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 29 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日現在本学部に在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び平成 31 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、編入学、転部、転入学、再入学又は復籍する者に係る履修方法等については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表1 専攻語科目「演習」並びに専攻科目「講義」及び同「演習」の最低修得単位数について（第3条関係）

専攻	最低修得単位数		
	専攻語科目 「演習」	専攻科目 「講義」	専攻科目 「演習」
中国語専攻	16	8	12
朝鮮語専攻	8	16	
モンゴル語専攻	8	20	
インドネシア語専攻	8	20	
フィリピン語専攻	8	16	
タイ語専攻	16	16	
ベトナム語専攻	16	—	8
ビルマ語専攻	8	16	
ヒンディー語専攻	8	20	
ウルドゥー語専攻	8	20	
アラビア語専攻	8	20	
ペルシア語専攻	8	20	
トルコ語専攻	8	—	8
スワヒリ語専攻	8	16	
ロシア語専攻	20	16	
ハンガリー語専攻	12	16	
デンマーク語専攻	8	16	
スウェーデン語専攻	8	16	
ドイツ語専攻	8	16	
英語専攻	16	12	8
フランス語専攻	8	16	
イタリア語専攻	12	20	
スペイン語専攻	16	8	4
ポルトガル語専攻	8	32	
日本語専攻	8	24	

別表2（第4条関係）

欠席事由	必要証明書類
天災その他予見できない事故による場合	罹災証明書又は事故証明書
負傷又は疾病による場合	医師の診断書
忌引きの場合（3親等以内の親族に限る。）	会葬はがき等（死亡日又は葬儀日を確認することができるもの）
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に基づく裁判員の選任手続のため及び裁判員の職務に従事するため裁判所に出頭した場合	「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」等、裁判所への出頭日を確認することができるもの
居住地又は通学経路に係る区域に「特別警報」が発表された場合	通学定期乗車券発行控等（住所又は通学経路を確認することができるもの）
教職課程の「教育（養護）実習」又は「介護等の体験」に参加する場合	教育（養護）実習又は介護等の体験の期間を確認することができるもの

別表3 既修得単位認定範囲について（第9条関係）

入学種別	科 目 群 教養教育 系科目	国際性 涵養教育 系科目	専 門 教 育 系 科 目							
			専攻語科目			専攻科目		学部共通 科目	他学部 等科目	卒業論文
			1 年 実習	2 年 実習	演習	講義	演習			
要件単位数	14	10	10 (12) ※	10 (12) ※	48			6	—	8
			—	20 (16) ※						
学 士 入 学 編 入 学 転 入 学	—	—	10 (12) ※	10 (12) ※	—	4	—	14 (10) ※	—	—
一 般 入 学	14	10	—	—	—	—	—	—	—	—

※（ ）内の数字は、ロシア語専攻又は日本語専攻でロシア語を専攻言語とする学生に適用する。

別記様式（第4条関係）

追 試 馬 兎 原 頁

年 月 日

担 当 教 員 名 殿

所 属 _____ 専攻 _____ 年
学籍番号 _____
氏 名 _____ 印

私は、 _____ 年度第 _____ 学期の（学期末試験・学年末試験）において、下記授業科目の試験を欠席しましたので、追試験の受験を許可くださいますようお願いいたします。
なお、指定された日時に必ず受験いたします。

記

授 業 科 目 名	
欠席事由：	

注：医師の診断書等欠席事由を証明できる書類を必ず添付すること。

担当事務確認印